

JAのまごころをあなたにお届けいたします!



年金まごころ

定期貯金



©よりぞう

取扱期間

2024年3月1日金 ▶ 2024年8月30日金



©よりぞう

さまざまな特典をご用意

まごころ特典1

まごころ特典2

年金のお受取口座をJAにご指定していただいた方へ!

年に1回
お誕生日プレゼント
お贈りいたします!

ゆうちょ銀行・セブン銀行・イーネット・ローソン銀行でのATM手数料が
月3回まで無料!

詳しくはJAバンクのホームページをご覧ください。

預入金額

20万円以上

預入期間

1年

適用金利
年0.1%
(税引後年0.079%)

- おひとり様500万円までの適用金利となります
- スーパー定期貯金 ●個人のお客様に限りませ

ご注意事項!

JAはが野の口座にて公的年金をお受け取りの方、またはJAはが野に年金のご予約をいただいている55歳以上の方に限りませ。

※裏面の商品概要説明書もご覧ください。

年金の入金確認はスマホやネットでラクラク♪

JAネットバンク

- 振込・振替・定期貯金取引が可能
- ペイジーで、税金・公共料金の支払いが可能
- ローンの残高照会、繰り上げ返済予約等が可能

※ローン内容によってはご利用いただけない場合がございます。

お申込はこちらから



JAバンクアプリ

- キャッシュカードがあれば簡単登録!
- 普通貯金・定期貯金・定期積金・残高や取引明細がいつでも確認できる

※スマートフォン専用アプリです。

お申込はこちらから



詳しくは店頭またはJAのホームページをご確認ください。 <https://www.ja-hagano.or.jp/>

はが野農業協同組合

- 真岡支店 ☎0285-84-6611
- 茂木支店 ☎0285-63-1105

●本店(金融部) ☎0285-83-7725

- 二宮支店 ☎0285-74-0020
- 市貝支店 ☎0285-68-1311

- 益子支店 ☎0285-72-3246
- 芳賀支店 ☎028-677-0080



『年金定期貯金』商品概要説明書

(取扱期間：2024年3月1日～2024年8月30日)

商品名(愛称)	年金定期貯金(愛称：年金まごころ定期)〔スーパー定期貯金<単利型>〕
ご利用いただける方	・個人のみ(55歳以上) ※当JAに国民年金・厚生年金・共済年金等の公的年金、および農業者年金等を受給している方および当JAに年金受給手続きを完了された方、または年金受給予約をいただいた方に限ります。
期間	・定型方式 1年 ・自動継続(元金継続または元利金継続)に限ります。
預入方法	(1) 預入方式／通帳式・証書式 (2) 預入方法／一括預入 (3) 預入金額／20万円以上500万円以内 (4) 預入単位／1円単位
払戻方法	・満期日以後に一括して払い戻します。
利息	(1) 適用金利／預入時の約定利率を満期日まで適用します。自動継続の場合には、原則としてこの定期貯金の自動継続時の店頭表示の利率を当該満期日まで適用します。 (2) 利払頻度／満期日以後に一括して支払います。 (3) 計算方法／付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算をします。 (4) 税金／個人のお客さまは20.315%(国税15.315%、地方税5%)※の分離課税となります。 ※2037年12月31日までの適用となります。 (5) 金利情報の入手方法／金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。
手数料	—
付加できる特約事項	・個人の自動継続扱いのものは、総合口座の担保とすることができます。(貸越利率は担保定期の約定利率に0.50%を上乗せした利率) ・マル優(障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」)の取扱いができます。 ・通帳レス口座サービス(通帳等の発行に代えてJAバンクアプリにより通帳レス口座利用規定が適用される貯金口座の残高・入出金明細等をご確認いただくサービス)がご利用になれます。
中途解約時の取扱い	・原則として期限前解約はできません。 ・やむを得ず満期日前に解約する場合は、特別金利の適用は行わず、以下の中途解約利率(小数点第4位以下切捨て)により計算した利息とともに払い戻します。 ①6ヶ月未満／解約日における普通貯金利率 ②6ヶ月以上1年未満／約定利率×50% ただし、①および②の利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、その普通貯金利率によって計算します。
貯金保険制度(公的制度)	・保護対象 当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等※と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。 ※全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く。
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	・苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当JA本支店または金融部(電話：0285-83-7725)にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、JAバンク相談所(電話番号：03-6837-1359)でも、苦情等を受け付けております。 ・紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。埼玉弁護士会(JAバンク相談所を通じてのご利用となります。上記JAバンク相談所にお申し出ください。)
その他参考となる事項	・満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通貯金利率により計算します。

詳しくは窓口にお問い合わせください。

